

イオンデビットカード規定

☆規定をよくお読みになってご納得のうえ、カードをご利用ください。

の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法により会員に周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、変更の効力発生日以後、会員がカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。

ICカード特約(イオンデビットカード)

第1条(適用) 本規定はカードがICチップを搭載したカード(以下「ICカード」といいます)である場合に、イオンデビットカード規定とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条(カードショッピングの利用の特例)

会員は、イオンデビットカード規定第6条(1)の規定にかかるわざ、当行が適当と認めた店舗においては、伝票等への署名の代わりに、イオンデビットカード規定第4条(1)の暗証番号を所定の端末機等に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けることができるものとします。なお、端末機等の故障の場合は、当行が別途適当と認める方法でICカードを利用していただくことを、あらかじめ承諾いただけます。

第3条(暗証番号)
①会員は当行が適当と認めた場合、当行所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ができるものとします。

②会員は、ICカードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいICカードが届いた場合は、ICカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

③会員はイオンデビットカード規定第4条(3)の規定に従い、ICカード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたことにより生じた損害について責任を負うものとします。ただし、当行は、「カード取引」の不正利用については、イオンデビットカード規定第16条(3)の各号のいずれかに該当する場合を除き、イオンデビットカード会員規定第16条に規定された範囲で損害を補填するものとします。

第4条(ICカードの管理)
会員はICカードの破損、分解等をしてはならず、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
第5条(期限の利益の喪失)
イオンデビットカード規定第17条(1)に以下の項目を追加いたします。
●ICカードの破損、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき

第6条(特約の変更)
本特約の変更については、イオンデビットカード規定第27条の定めに従います。
イオンデビットカード保証委託約款

私は、次の各項を承認のうえ、株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。)との『イオンデビットカード契約』(以下「原契約」といいます。)に基づき生じる私が銀行に対し負担する一切の債務について、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいま

す。)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)
①私がイオンフィナンシャルに保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する一切の債務(ただし、年会費、再発行手数料等の一部の債務は保証の対象となるものとし、以下「原債務」といいます。)とし、原契約の内容が変更されたときは、私とイオンフィナン

シャルとの保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

②イオンフィナンシャルによる保証は、イオンフィナンシャルが原債務について保証することを承認した後、私と銀行との間で原契約が成立したときその効力が生じるものとします。

③本規定に基づく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期間と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、原債務も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(債務の弁済)

私は、原契約の各条項を遵守し、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

④本規定に基づく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期間と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、原債務も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

第3条(中止・解約・終了)

イオンフィナンシャルに対する債務の不履行や信用情報機関の信頼情報等に基づき、イオンフィナンシャルが債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでもイオンフィナンシャルはこの

保証を中止します。ただし、解約することができます。この場合、銀行から私に

対するその旨の事前または事後の通知をもってイオンフィナンシャルの通知に代えるものとします。

⑤本規定によりイオンフィナンシャルから保証が中止または解約されたときは、私は、直ちに原債務の弁済およびその他必要な手続をとり、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

⑥原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。また、本契約が終了した場合には、原契約は当然に終了するものとします。この場合、私は、イオンフィナンシャルが保証委託契約書を私宛に返却しない限り扱いをしたとしても異存ありません。

第4条(代位弁済)
⑦私は、私が銀行に対する原債務の履行を遅滞した場合、または原債務の各号のいずれかに該当する場合を除き、イオンデビットカード会員規定第16条に規定された範囲で損害を補填するものとします。

⑧会員はICカードの破損、分解等をしてはならず、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。

第5条(期限の利益の喪失)
イオンデビットカード規定第17条(1)に以下の項目を追加いたします。

●ICカードの破損、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき

第6条(特約の変更)
本特約の変更については、イオンデビットカード規定第27条の定めに従います。

イオンデビットカード保証委託約款

私は、次の各項を承認のうえ、株式会社イオン銀行(以下「銀行」とい

うます。)との『イオンデビットカード契約』(以下「原契約」といいます。)

に基づき生じる私が銀行に対し負担する一切の債務について、イオン

フィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいま

す)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)
①私が次に各号のいずれか一つにでも該当したときは、第4条による代位弁済前といえども保証権行使されても異議ありません。

②イオンフィナンシャルは、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、約款を変更することができます。

③被保証債務の弁済期が到来したとき、または期限の利益を失ったときの保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続き開始の申立、民事再生手続き開始の中立があったとき

④粗租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたときの原契約または本契約の条項に違反したとき

⑤その他債権保全のためイオンフィナンシャルが必要と認めたとき

⑥原契約または本契約の内容が変更されたときは、私とイオンフィナン

シャルとの保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

⑦イオンフィナンシャルによる保証は、イオンフィナンシャルが原債務につ

いて保証することを承認した後、私と銀行との間で原契約が成立したとき

⑧イオンフィナンシャルが本条①項により求償権行使する場合、私は、

イオンフィナンシャルが本条①項により求償権行使する場合、私は、

イオンフィナンシャルが本条①項により求償

第4条(暗証番号)
(1)会員は、当行所定の方法によりカードの暗証番号を登録するものとします。ただし、会員からの申出がない場合、または、会員が申し出した暗証番号について当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、当行所定の方法により当行が暗証番号を登録することをあらかじめ承認するものとします。

(2)届出の暗証番号は、他人に容易に推測されないような数字(例えば、「0000」、「1234」および生年月日、電話番号、自宅の番地等はお避けください。)の組み合わせをご用意いただくとともに、他人に知られることのないよう会員が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(3)カード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。

(4)会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいカードが届いた場合は、旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

第5条(年会費)
会員は当行所定の年会費を当行所定の方法によりお支払いただく場合があります。なお、お支払いいただいた年会費は、年度途中で脱会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。

第6条(カードの利用方法)

(1)会員は、利用店舗等においてカードを提示し、「カード取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)にカード情報を読み取らせ、当行所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行なうことにより、売買取引等を行うことができます。ただし、当行が適当と認める場合は、第9条に定めるバックアップを適用し、会員の預金口座の預金残高を超えて「カード取引」を行うことなどができます。なお、当行所定の手続、利用店舗等においては、売上票への署名にて、当該利用店舗等に設置されている端末機にカードの暗証番号にてご利用限度額は、当行所定の金額または当行所定の金額の範囲内において会員が指定し当行が承認した金額とします。

(2)コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行う利用店舗等において売買取引等を行う場合には、会員は、カードの提示、売上票への署名にて、カード情報をオンライン上で当該利用店舗等に送付する等の方法により、売買取引等を行うことができます。また、通信販売等において売買取引等を行う場合には、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該利用店舗等に送付する等の方法により、売買取引等を行うことができます。

(3)会員は、あらかじめ当行が適当と認めた場合には、会員がカード情報を事前に加盟店等に登録する方法により、通信サービス料金、その他繰りに発生する各種利用代金の決済を内容とする売買取引等を行うことができます。なお、当該登録内容に変更があった場合、または会員資格を喪失した場合は、会員がその旨を加盟店等に通知し、決済手段の変更手続を行うものとします。ただし、カードの種類変更等の理由によりカード番号が変更になった場合等、当行が必要または適当と認めたときは、会員は、当該加盟店等からの要請により当行がカード情報の変更内容等を当該加盟店等に通知することをあらかじめ承認するものとします。

(4)会員は、端末機等が存在しない利用店舗等においても、当行が適当と認める利用店舗等においては、当行所定の手続・方法等により、売買取引等を行うことができます。この場合、第8条(2)の要件が満たされた場合に「カード取引」が成立するものとします。

(5)「カード取引」の利用金額・利用状況・購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カード利用について、その都度当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店等が当行に対してカード利用に関する照会を行うこと、当行が当該照会に対し回答することをあらかじめ承諾するものとします。

承諾するものとします。

(6)会員のカード利用状況、または会員の決済状況等から当行が適当でないと判断した場合、カードの利用をお断りすることができるものとします。また、貴金属・金券類等一部の商品の購入については、カードの利用を制限することができます。

(7)当行は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を一時的に制限、中止、停止することができます。この場合、会員は、当行が、会員自身または加盟店等を通じて当行所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

(8)カード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。

(9)会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいカードが届いた場合は、旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

第7条(カード取引の利用限度額)
会員は、預金口座の預金残高を超えて「カード取引」を行うことはできません。ただし、当行が適当と認める場合は、第9条に定めるバックアップを適用し、会員の預金口座の預金残高を超えて「カード取引」を行うことができます。なお、当行所定の手続、利用店舗等においては、売上票への署名にて、当該利用店舗等に設置されている端末機にカードの暗証番号にてご利用限度額は、当行所定の金額または当行所定の金額の範囲内において会員が指定し当行が承認した金額とします。

第8条(「カード取引」の決済方法)

(1)加盟店等において売買取引等を行う場合には、会員は、カードの提示、売上票への署名にて、カード情報をオンライン上で当該利用店舗等に送付する等の方法により、売買取引等を行うことができます。また、通信販売等において売買取引等を行う場合には、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該利用店舗等に送付する等の方法により、売買取引等を行うことができます。

(2)会員は、あらかじめ当行が適当と認めた場合には、会員がカード情報を事前に加盟店等に登録する方法により、通信サービス料金、その他繰りに発生する各種利用代金の決済を内容とする売買取引等を行うことができます。なお、当該登録内容に変更があった場合、または会員資格を喪失した場合は、会員がその旨を加盟店等に通知し、決済手段の変更手続を行うものとします。ただし、カードの種類変更等の理由によりカード番号が変更になった場合等、当行が必要または適当と認めたときは、会員は、当該加盟店等からの要請により当行がカード情報の変更内容等を当該加盟店等に通知することをあらかじめ承認するものとします。

(3)会員は、端末機等が存在しない利用店舗等においても、当行が適当と認める利用店舗等においては、当行所定の手続・方法等により、売買取引等を行うことができます。この場合、第8条(2)の要件が満たされた場合に「カード取引」が成立するものとします。

(4)会員は、端末機等が存在しない利用店舗等においても、当行が適当と認める利用店舗等においては、当行所定の手続・方法等により、売買取引等を行うことができます。この場合、第8条(2)の要件が満たされた場合に「カード取引」が成立するものとします。

(5)「カード取引」の利用金額・利用状況・購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カード利用について、その都度当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店等が当行に対してカード利用に関する照会を行うこと、当行が当該照会に対し回答することをあらかじめ承諾するものとします。

第9条(バックアップによる立替え)

(1)当行は、利用情報の到達が遅れた場合、当行は、当該利用情報が当行に到達しないと判断した場合、カードの利用をお断りすることができるものとします。

(2)会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を一時的に制限、中止、停止することができます。この場合、会員は、当行が、会員自身または加盟店等を通じて当行所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

(3)会員のカードが登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。

(4)会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいカードが届いた場合は、旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

第10条(海外利用代金の決済レート等)

(1)日本国外における「カード取引」の決済代金は、VisaWorldwidePte. Limitedの指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費を加えた当行所定のレート(以下「換算レート」といいます。)で円貨に換算されます。ただし、加盟店等が当行所定の手続により、会員の預金口座の預金残高を超えて「カード取引」を行うことはできません。

(2)一日および一ヶ月あたりのご利用限度額は、当行所定の金額または当行所定の金額の範囲内において会員が指定し当行が承認した金額とします。

第11条(債務が延滞した場合の取り扱い)

(1)会員の当行に対する延滞が発生した場合、その他「カード取引」及びこれに付随する取引等により会員の当行に対する債務が発生した場合、会員の預金口座の預金残高を上回っている場合、本条(5)に定める金額の範囲内で、当該差額を当行は会員に対して一時的に立替えます。

(2)会員が第6条(1)ないし(3)に基づいて、加盟店等で売買取引等を行った場合、加盟店等が当該カード情報を当行にオンラインまたは当行所定の方 法を通じて送付し、当行と利用店舗等を結ぶ利用店舗等設置の端末機にて、会員の預金口座の預金残高を上回っていたときは、当行は会員に対して本条(5)に定める金額の範囲内で、当該差額を当行は会員に対して一時的に立替えます。

(3)会員がカードまたはカード情報を登録する場合、加盟店等で売買取引等を行った場合、加盟店等が当該カード情報を当行にオンラインまたは当行所定の方 法を通じて送付し、当行と利用店舗等を結ぶ利用店舗等設置の端末機にて、会員の預金口座の預金残高を上回っていた場合は、当行は会員に対して本条(5)に定める金額の範囲内で、当該差額を当行は会員に対して一時的に立替えます。

(4)会員がカードシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、カードシステム稼働後に暫定支払手続を行な際の預金口座の残高にに基づく暫定支払額と上回っており、且つ当該売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額と当該利用情報に基づく暫定支払額の差額が会員の預金口座の預金残高を上回っている場合、本条(5)に定める金額の範囲内で、当該売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額を当行は会員に対して一時的に立替えます。

(5)「カード取引」の利用金額・利用状況・購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カード利用について、その都度当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店等が当行に対してカード利用に関する照会を行うこと、当行が当該照会に対し回答することをあらかじめ承諾するものとします。

第12条(債権の譲渡)

会員は、当行が会員に対して有する立替金請求権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第13条(脱会)

(1)会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から毎日一回、当行までの利用総額を一括して引き落す方法によるものとします。また、会員は当行所定のWEBサイトを利用して、当行所定の方法により、バッックアップ立替金の支払いを行なうことができます。

(2)会員の(6)の支払いがなされない場合は毎月11日から翌月10日までのバッックアップ立替金利用額を翌月10日に締切り、翌々月2日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)に一括引き落しを致します。翌々月2日に一括引き落しができない場合、イオンフィナンシャルにより保証履行手続が実施されるものとします。また、カード裏面の署名欄に会員の自署が無い場合

(3)その他の会員が本規定に違反したことに起因する場合

(4)当行は、前各項の規定にかかわらず、カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合には、第4条(3)の規定に基づき、会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、もしくは提出した書類に不実の表示をした場合、預金口座に返金するものとします。また、売買取引等により発生した当行に対する債務については、本規定に基づき解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と売買取引等を行なう場合に記載された売買取引等債務相当額を「加盟店等」に支払います。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて当行所定の本人確認の調査を行なうことをあらかじめ承諾するものとします。

(5)会員が当行の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(6)紛失、盗難等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による会員の生年月日、電話番号等個人情報の漏洩に起因する場合

(7)会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、もしくは提出した書類に不実の表示をした場合、預金口座に返金するものとします。また、売買取引等により発生した当行に対する債務については、本規定に基づき解決するものとします。

(8)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(9)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(10)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(11)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(12)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(13)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(14)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(15)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(16)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(17)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(18)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(19)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(20)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(21)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(22)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(23)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(24)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(25)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(26)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(27)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(28)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(29)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(30)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(31)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(32)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(33)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(34)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(35)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(36)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(37)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(38)会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。

(